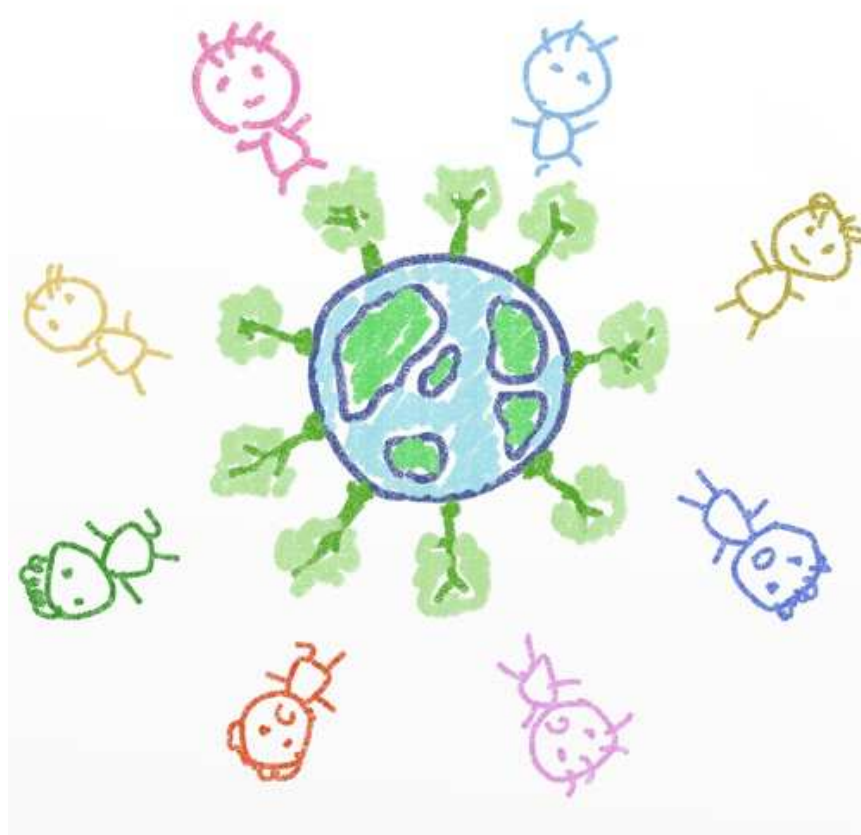


玉名市環境基本計画（案）

第4編 運用体系



平成31年2月

玉名市
環境整備課

第1章 運用体制の構築

第1節 計画の運用プロセス

運用プロセスは、事務事業評価と事務事業見直しに大別されます。

事務事業評価は、評価メンバーを市民から募集し、市民参加により評価を実施します。評価結果は公表し、広く意見を聞いて評価報告書を作成し、庁内に周知します。

事務事業見直しは、事務事業の所管課ごとに行います。評価報告書を参考に、庁内で連携して、見直しを検討します。事務事業を見直した場合は、必要に応じて実施計画案を作成します。また、予算を伴う場合は予算要求を行います。

◆ 環境基本計画の運用プロセス



第2節 市民参画の推進

環境基本計画の運用においては、市民参画の推進に配慮します。運用プロセスの事務事業評価では、関心のある市民なら誰でも評価メンバーに応募できるようにし、特別な専門知識がなくても参加できるようなワークショップ方式等による評価を、市民が参加しやすい時間帯に実施します。また、評価結果を公表して広く意見募集を行い、評価の場に参加することができない市民の意見を反映させます。

第3節 庁内連携の確保

環境基本計画の運用においては、庁内連携の確保に留意します。運用プロセスの事務事業評価では、必要に応じて事務事業の所管課に説明を求め、調査報告書は庁内に周知して情報を広く共有します。また、事務事業見直しでは、必要に応じて庁内の調整を行い、事務事業の所管課ごとに見直しの検討を行うことを支援します。

第2章 事務事業の評価

第1節 評価の方法

第3編に掲載する環境評価指標を用いて、11の施策区分ごとに事務事業の評価を行います。評価の方法は、事務事業の細事業と評価指標を比較し、評価基準に従って細事業を判定し、評価手順に沿って総合評価点数を算出する方法で行います。

第2節 評価の基準

妥当性、必要性、有効性の3つの要素について、1つ以上の評価指標に該当する場合は○、どちらともいえない場合は△、該当しない場合は×と判定します。

◆ 評価基準の解説

要素	基準の解説
妥当性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が妥当であるか？ 例)「指標の趣旨に事業内容が適合しているか?」「関係のない事業ではないか?」 ○: 妥当である △: どちらともいえない ×: 妥当でない
必要性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が必要であるか？ 例)「民間ではなく市が主体的にやるべきか?」「他の事業と重複していないか?」 ○: 必要である △: どちらともいえない ×: 必要でない
有効性	1つ以上の評価指標を実現するために、当該事務事業が有効であるか？ 例)「事業を実施することで、期待されるような効果が得られそうか?」 ○: 有効である △: どちらともいえない ×: 有効でない

第3節 評価の手順

妥当性、必要性、有効性の順に評価(×がいたらそこで終了)して点数化し、施策区分ごとに合計点数をつけます。施策区分に対応する事務事業がない場合は、0点とします。最後に、すべての合計点数を総合し、総合評価点数とします。

◆ 評価シートの記入例(簡易版)

施策区分	事務事業	細事業	妥当性	必要性	有効性	点数	合計点数
施策区分①	事務事業A	細事業 a-1	○	○	×	-1点	-1点
		細事業 a-2	△	△	△	0点	
施策区分②	事務事業B	細事業 b-1	×			-1点	+2点
	事務事業C	細事業 c-1	○	○	○	+3点	
施策区分③	なし						0点
総合評価							+1点

採点方法: ○は1つにつき1点、△は0点、×は1つでもあると-1点を付与する。

第3章 事務事業の見直し

第1節 見直しの方法

事務事業の見直しは、事務事業の廃止・変更のみならず、新規事業の提案までを含み、所管課ごとに行います。評価報告書を参考にしますが、基本的には所管課の裁量で見直しを検討します。ただし、評価報告書の内容を事務事業に反映させない場合は、説明責任が発生すると考えられます。

事務事業を見直した場合は、必要に応じて実施計画案を作成し、企画部局に提出します。また、予算が伴う場合は予算案を作成し、財政部局に提出します。

事務事業の見直しに伴い庁内の調整が必要な場合は、事務局である環境部局がこれを担い、所管課における事務事業の見直しの検討を支援します。

第2節 実施計画案の作成

実施計画は、総合計画の基本計画の各種施策を達成するための具体的な事業計画を示し、毎年度の進行管理と行財政運営の指針となります。計画期間は3年間として、毎年度定期的にその時々諸事情の変化や財源を踏まえて計画を見直すローリング方式を採用しています。

義務的経費を除き、全体事業費が1,000万円以上のハード事業と、100万円以上のソフト事業については、事務事業を見直した場合は、実施計画案を作成し、企画部局に提出する必要があります。

第3節 予算の要求

予算は、一会計年度内（4月～翌年3月）における政策や事業の内容を、収入支出の見積もりとして表したものです。毎年度市長より示される予算編成方針に基づき、新年度に実施したい事業の予算を財政部局に要求し、財政部局による調整の後、市長が予算案として決定します。

予算が伴う事務事業を見直した場合は、財政部局に予算要求を行う必要があります。